

## 「信頼」に託した願いに思いを馳せて

憲法9条「…武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久に放棄する」。この戦争放棄の条項が平和憲法の象徴であることに異論はありません。しかし、ぼくは、憲法前文の、

「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した…」

この部分が、9条と共にというか、それ以上に光って見えるのです。9条はこれに導かれているのだと思います。そうだとすれば、9条への懐疑は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」という前提が本当に成り立つのかと問いかけられていると捉えることもできます。

憲法を制定した当時の人々は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」と心底思ったからこそ、武力による問題解決は“永久に”放棄という言葉を使ったのではないのでしょうか。

『この状態を味わうのは自分たちだけで十分、子々孫々には味わせてはならない』と感じ、その思いが集約され発せられた言葉であるからこそ、重みが伝わってきます。

託された我々は次の世代、そして次の次の世代にもその精神を伝えて行きたい。戦後の焼け野原の中、占領軍であるGHQの要求から、最大限日本をまもろうとした人々と同じ様に。

飯村孝夫: 声楽家(バリトン)。二期会会員。オペラ、オペレッタ、ミュージカルに出演するほか、演出も担当。千倉町にもお住まいを持ち、千倉歌おう会を主催。